除排雪事業見直しの背景・方向性

<社会環境の変化>

降雪傾向の変化

重機・担い手不足

共助体制の弱体化

人口減少·少子高齢化

これまでの知識・経験では補いきれない課題が発生

表面化

昨年年末年始の豪雪災害による一部除排雪作業の大幅な遅延

今後の雪対策に係る方向性の検討

豪雪災害白書 :将来的に発生する可能性のある豪雪にも適時的確に対応

除排雪検討会議:昨今の社会環境の変化に対応した「持続可能な除排雪体制の構築」



降雪量(フロー)及び積雪深(ストック)に着眼した雪対策事業の整理

▷ フロー面 : 急激な降雪や寒暖変化等に対応するための取組

▷ ストック面 : 積雪深の増加による影響等に対応するための取組

11月1日(土)に令和7年度青森市除排雪事業実施計画を公表予定

令和7年度除排雪事業に関する新たな取組について

- 1 冬期間における市民生活の安定を図るための取組
 - 1-1 本部体制の見直し【改善】
 - 1-2 除排雪業務契約方式の見直し【改善】
 - 1-3 雪に関する市民相談窓口のサービス向上【改善】
- 2 急激な降雪や寒暖変化等に対応するための取組
 - 2-1 除排雪作業実施方法の見直し【新規】
 - (参考) 青森市市民とともに進める雪処理に関する条例
 - (参考) 地域団体(市民)・除排雪事業者・行政の三者が連携した除排雪体制
 - 2-2 作業状況の可視化と情報共有の推進 【新規】
- 3 積雪深の増加による雪害等に対応するための取組
 - 3-1 浪岡地区りんご園地基幹農道除雪 【新規】

1-1 本部体制の見直し

現状の課題

- ▶ 積雪深を本部体制の移行基準としており、短期集中的な降雪等への対応を想定していなかった。
- ▶ 近年の降雪傾向の変化は、今後も継続することが 見込まれている。

課題解決に向けた取組の方向性

本部体制を抜本的に見直し、機動力を確保

- ▶ <u>基準を超えたフローが生じた</u>場合には、除排雪 対策本部を「集中降雪等警戒体制」へ移行
- ▶ <u>基準を超えたストックが生じた</u>場合には、除排 雪対策本部を「雪害対応体制」へ移行

【関連取組】

▷ 職員パトロール体制の見直しによる監理体制の強化

<見直し後の本部体制>

除排雪対策本部

	基準内	基準を超過
フロー	通常体制	集中降雪等警戒体制
ストック	通常体制	雪害対応体制

※上記に伴い、豪雪対策本部は設置しない



豪雪災害発生時

豪雪災害対策本部 (除排雪対策本部機能を包含)

- <設置基準>
- ▶ 市内において豪雪による災害が発生、または発生するおそれがある場合で市長が必要と認める場合。
- ▷ これまでの設置基準であった「青森地方気象台における積雪深 が150cm以上」は廃止。

1-1 本部体制の見直し

	集中降雪等警戒体制 (基準を超えたフローへの取組を強化)	雪害対応体制 (基準を超えたストックへの取組を強化)
移行基準	 <数値基準> 市内の観測地点(花園、浪岡)における 72時間降雪量が55cm以上 または 24時間降雪量が25cm以上 <生活影響基準> 市内主要道路での交通障害や物流の遅延が顕著に発生 児童・生徒の通学困難など教育環境に大きな影響が発生 降雨(暖気)により路面や生活道路がシャーベット化(ジャケ)し、交通障害・歩行困難が顕著 	 <数値基準> 市内の観測地点(花園、浪岡)における積雪深が100cm を超えた場合もしくは超えることが見込まれる場合 <生活影響基準> 高齢者世帯等において日常生活が困難になる場合があるなど、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがある場合 本がある場合 本がある場合 本がある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支障が生じるおそれがある場合 本の大きな支険が生じるおそれがある場合 本の大きな支険が生じるおそれがある場合 本の大きな支険が生じるおそれがある場合 本の大きな支険が生じるおそれがある場合 本のよりにおける場合 本のよりにおりにおけるとはおりにおけるとはおりにおりにおりにおりにおりにおりにおりによりによるとは、またがらによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
解除基準	解除に際しては、 <u>工区・路線の除雪作業が一巡</u> していることを前提条件とする。 <数値基準> 市内の観測地点(花園、浪岡)における 24時間降雪量が10cm以下 及び 72時間降雪量が横ばいまたは減少傾向 <生活影響基準> 市内主要道路の交通が正常化 り児童・生徒の通学困難が解消	<生活影響基準> 市内の観測地点(花園、浪岡)における積雪深が100cm を下まわり、それ以後の降雪状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがない場合

1-2 除排雪業務契約方式の見直し

現状の課題

- ▶ 現行のシーズン契約は、累計降雪量が基準値の 500cmに達しない場合、契約額が減額となる
- ▶ 減額リスクを恐れ、事業者によっては出動を控える ケースが生じている

本年5月に実施した事業者ヒアリングでは、約半数が 累計降雪量基準値を低くするべきと回答

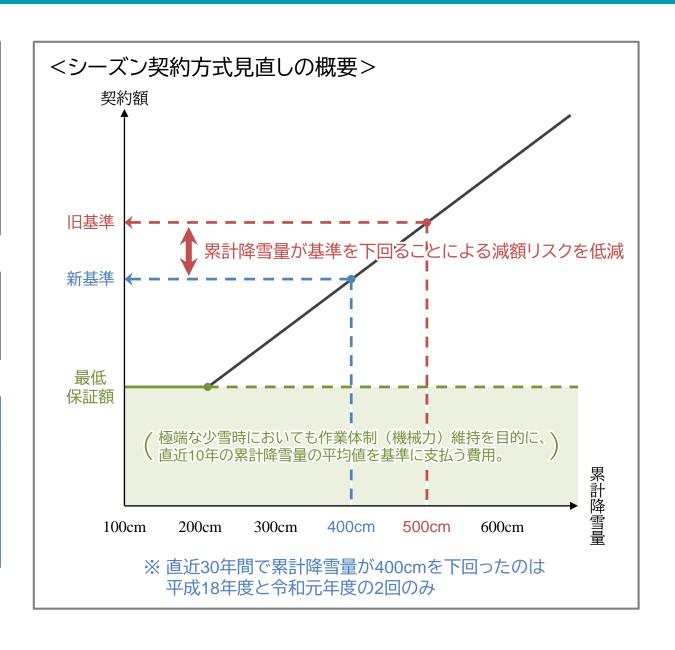
課題解決に向けた取組の方向性

シーズン契約の累積降雪量基準値を400cmに見直し

- ▶ 契約額の減額リスクの低減
- ▷ 出動指令に対する速やかな対応を促進

【関連取組】

▷ 除排雪事業者の工区割り再編成等による作業遅延の防止



1-3 雪に関する市民相談窓口のサービス向上

現状の課題

市職員による相談対応のばらつきにより、サービスレベルに対する満足度が低い

課題解決に向けた取組の方向性

民間事業者のノウハウを活用した外部コールセンター による電話相談受付

(青森地区において先行的に実施)

<雪に関する市民相談窓口(外部コールセンター)の概要>

【開設期間】12月1日から翌年3月31日まで

(開設期間中は無休)

【開設時間】午前8時30分から午後6時まで

(降雪・道路状況等により変更あり)



2-1 除排雪作業実施方法の見直し

現状の課題

【生活道路における緊急除雪作業手順】

短期集中降雪等により、路面状況が急激に悪化していたにも関わらず、通常期と同様の除雪水準で作業を実施したため、大幅な作業遅延が発生

課題解決に向けた取組の方向性

除排雪対策本部が「集中降雪等警戒体制」に移行した際は、緊急車両等の<u>走行経路の早期確保</u>を目的とした「<u>緊急除雪(二段階除雪)</u>」を実施

① 一段階:かき分け除雪 緊急車両等の走行経路確保を目的とした作業を実施。



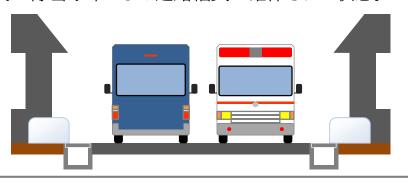
② 一段階作業終了後 民地との境界部~路側付近に寄せ雪が残置された状態。



③ 二段階:拡幅除雪 残置した寄せ雪の除去、道路幅員確保を目的とした作業を実施。



④ 二段階作業終了後 通常時の除雪水準による道路幅員が確保された状態。



(参考)青森市市民とともに進める雪処理に関する条例

条例の目的(第1条)

市民みんなで効率的で秩序ある雪処理を行うために、市・市民・事業者の果たすべき責務を明らかにし、互いに協力することで雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ること。

遵守事項等(第5条)・勧告(第6条)

以下の行為は、除雪作業の遅延を招く原因となっている。

<路上駐車>



自動車の保管場所の 確保等に関する法律 第11条 違反

<敷地内の出し雪>





道路法 第43条 違反 道路交通法 第76条 違反

効率的・効果的な 除排雪作業の実施に向けて 本条例の遵守について、市民の皆様に御理解・御協力いただきたい マスメディアによる情報発信に御協力いただきたい

(参考) 地域団体(市民)・除排雪事業者・行政の三者が連携した除排雪体制の構築

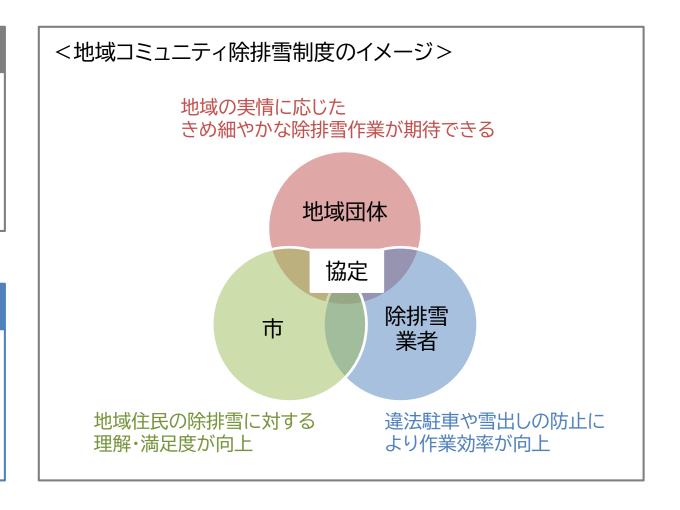
現状の課題

- ▶市民雪寄せ場の確保
- ▶ 地域内の雪弱者の情報共有
- ▶ 除排雪作業実施タイミングの情報共有
- ▶ 違法駐車・出し雪に対する対応

課題解決に向けた取組の方向性

地域コミュニティ除排雪制度の活用

- ▷「自助・共助・公助」による雪対策の推進
- ▷ 11月に開催する連絡調整会議等の機会をとらえ た積極的な周知活動を展開



【地域コミュニティ除排雪制度】

- ▷ 地域団体・除排雪事業者・行政が除排雪に関する情報を共有するとともに協議を行い、合意した内容により締結した協定に基づき効果的な除排雪作業の実施を目指すための制度。
- ▶ 地域団体には、地元町会のほか、まちづくり協議会やコミュニティ団体なども含む。

2-2 作業状況の可視化と情報共有の推進

現状の課題

- ▶除排雪車両の作業状況について、リアルタイムの 把握が困難
- ▶ 作業終了後の日報作成・管理に係る事務処理負担 が大きい
- ▶ 市民においても作業状況がわかりにくい

課題解決に向けた取組の方向性

- ▷ 青森地区におけるICT技術 (GPS・GIS*等) を活用 した除排雪車両管理システムの試験導入
- ▶ 将来的には除排雪作業の進捗状況を、より分かり やすく公開することを目指す
- ※ GISとは、地形や都市基盤施設をはじめとする様々な地理情報を検索・分析することができるシステム。

<除排雪車両管理システム試験導入の概要>

- ▷ 今年度は、青森地区において地区を特定して導入
- ▷ 全域での本格導入に向け、市街地及び山間部における電波 受信状況や運用上の課題等を検証
- ▷ 本格導入時の初期・運用経費削減を目的として、BYOD方式による試験導入を実施
 - → 本市除排雪事業では、例年2千台以上の重機・ダンプトラックが稼働
 - → 事業者のスマートフォンに専用アプリを導入して稼働 させる方式のため、市側の費用負担圧縮が可能



【関連取組】

▷「雪対策に関するポータルサイト」をはじめとする雪に関する 情報を集約的に発信

3-1 浪岡地区りんご園地基幹農道除雪

樹園地除雪の必要性・重要性

- ▶ 積雪に伴うりんご樹の幹割れ・枝折れは翌年度の収量に影響
- ▶被害程度によっては樹体の回復に長い年月を要し、収量への 影響が長期化
- ▶ 雪害による樹体被害からの回復前に積雪期を迎えた場合、更なる幹割れや枝折れ等を誘発



課題解決に向けた取組の方向性

- りんご園地における雪害防止に向けた基幹農道除雪を適宜実施
- ▷ 対象路線延長:22.8km (右図の赤色の路線)
 - <内訳> 野沢·花岡地区 14.1km 五本松地区 5.9km
 - 北中野·吉内地区 2.8km

【参考】

- ▶ 集落間連絡用道路除雪延長 (毎年実施): 10.5km (右図の緑色の路線)
- ▷ 昨年度実施した緊急除雪延長 : 20.4km

